

議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成30年3月19日（月）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	西垣町長、長戸副町長、坂口総務課長、鈴木議会事務局長	
開 会	12時07分	
記 録 者	議会事務局 前田書記	
協 議 事 項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	*起立、礼 始める。 町長、あいさつ願いたい。
	西垣町長	先ほどは、予算審査特別委員会で30年度の各会計予算を認めていただき、お礼申し上げます。 急きょ委員会を開催していただいたが、実は条例において2件、本来なら3月の当初議案の中に入れて審議をお願いしなければならない案件があった。大変申し訳ない話だが、それを失念していた。ぜひとも追加させていただき、ご審議賜りたい。 事務方がしっかり管理しなければならないが、私の不徳の致すところだ。よろしく願いたい。
	芝岡委員長	議長、あいさつ願いたい。
	船木議長	なし。
審査事項(1)	芝岡委員長	審査に入る。 審査事項(1)追加議案について、局長から説明願う。
	鈴木議会事務局長	執行部から2件、申し出があった。 それぞれ常任委員会では報告されているが、内容について、執行部から説明願いたい。
	坂口総務課長	議案第43号岩美町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について、議案第44号岩美町特別医療費助成条例の一部改正について、説明させていただく。 第43号は、28年に中部地震が発生したことにより、新たな制度として県の支援策が増えている。県条例が一部改正されたことに伴い、岩美町条例も一部改正するものだ。仕組みとしては、被災により支援を受けた住宅の再建、修繕のために、県と市町村が積み立てた基金をもとに、市町村を窓口として支援金を交付することになっている。 条例と支払金額等、県と同じ状態にしなければならないが、

		<p>我々が抜かっていた。県は昨年12月に条例改正している。大変申し訳ないが、今回追加でお願いしたい。よろしくお願いします。</p> <p>主なものとしては、半壊世帯は修繕だけだったが、今回新たに建築、購入についても支援金を出す制度になった。それから、一部損壊が増えた。建築、購入については、賃貸住宅は含んでいなかった。中部地震でそのようなところも壊れたことがあり、それも含むようなものとなっている。今まで住宅が中心だったが、擁壁の修繕も補助が出るようになった。よろしくお願いします。</p> <p>第44号は、法律の一部改正に伴い、国民健康保険の住所地特例の適用を受けた被保険者が後期高齢者医療制度の加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぐことになるために、医療費受給者の適用資格を見直すことにより、今回条例改正をお願いするものだ。よろしくお願いします。</p>
	芝岡委員長	2件の追加議案だ。最終日に提案されるということだ。
	鈴木議会事務局長	提案を承認いただければ、22日の日程で、病院事業会計予算の次に2件を加えさせていただきたいと思っている。よろしくお願いします。
	柳副議長	<p>確認だ。</p> <p>親切丁寧な段取りということだが、総務教育常任委員会、産業福祉常任委員会で説明されて、あえて本会議一発の提案でなく、議運の審議を経てということだ。通常なら全協に諮ることとなる。</p> <p>私は、法改正に伴っての案件なので、全協を開くほどではないと思うが、今後のあり方について、議運の審査を踏まえてという運用をしているが、案件によっては全協を持つのか。議運を経たら、本会議一発勝負となるのか。こういうことは今後出てくると思うが、どうなるのか。</p>
	長戸副町長	<p>手続き的には言われたとおりと認識している。当然案件によっては、所管の常任委員会、全協の審査を踏まえたうえで議案をお願いすることと思っている。</p> <p>今回はたまたま県条例の改正で、町独自で物事を考えてやるものではなく、県の条例に合わせる、国の法律の取り扱いに合わせるというもので、言い方は悪いが、簡易な変更ということも踏まえ、所管の常任委員会でも審査いただいたということも踏まえて、特例的な取り扱いになると思うが、議運を経て本会議という流れと理解している。</p>
	柳副議長	<p>今後の議会の対応について、議員自らがこういった案件にはこういった対応をすべきだという認識を持ちたいという確認をしたかった。</p> <p>例えば、法改正等に伴っての改正になるが、全協は皆に了</p>

		<p>解をいただいたとみなせる場所だ。もしも本会議でこの案件についてあれこれ質疑が入って、この対応は異例ではないかとなった場合に、執行部のミスメイクが露見される。執行部の肩を持つわけではないが、心配した。</p> <p>西垣町長になられて、初めての予算編成を伴う大きな定例会だ。皆に確認を取っておいた方がよい。この程度の議案で、本会議で指摘されることのないようにしておいてほしい。よろしく願います。</p>
	芝岡委員長	この2件について、追加で提案されることに意見があるか。
	皆	なし。
	船木議長	今の意見は正論だが、特別ということで、議運にそれだけの責任があることになる。各常任委員会で審議しているが、議運では初めてだ。そのような面からいうと、全協を省略するので、所管常任委員会以外のものについては、資料を付けることがよい。
	長戸副町長	議案に係る部分の資料について、総務教育常任委員会の分は産業福祉常任委員会にはいかないし、産業福祉常任委員会の分は総務教育常任委員会にはいかないのので、それぞれ資料としては常任委員会に提供したものを、執行部で対応させていただきたい。よろしく願います。
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
その他	芝岡委員長	この件は終わる。 その他あるか。
	鈴木議会事務局長	確認だが、この2件はあらかじめ配付する日程表に入れる。当日の追加議案ではなく、日程の中にあらかじめ盛り込んだ議案ということで願います。議案書については、当日朝までに事務局に届けていただきたい。
	柳副議長	<p>懇親会の件だが、正副委員長に一任している。</p> <p>一つの思いとして町内で懇親会をしたかったが、あいにく施設がとれなかった。改選前の6月、特別に最後の懇親会をするということで場所が決定されたが、この議運の決定について批判があろうとも、例えば、常任委員会の席で「私は残念だ」という発言はいかがなものかと思う。正副委員長に一任するという事の中で、委員長、副委員長の顔もない。担当常任委員会で、懇親会が町内でなく残念だ、よって私は欠席だと言わんばかりの発言をされた。言うところがないのでこの場で発言させてもらうが、議会全体で決めた以上、従うべきだと思う。議会の一員が議運の決定を批判して、私は行かないという結論に結びつけられる。こうなったらどうしようもないが、以後そのようなことのないように対応を考えてほしい。懇親会の場所について、常任委員会で批判をすべき</p>

		かどうかということだ。聞いてびっくりした。言う場所がないので、言わせてもらう。こんなことが通常あるのか。一任した以上は、議運の委員長、副委員長に申し訳ない。そのような発言があったと報告を受けたので、いかがなものかと思った。
	船木議長	欠席ということを書いてきたのか。
	鈴木議会事務局長	欠席と報告を受けている。
	船木議長	町内でないから欠席ということか。
	鈴木議会事務局長	ご本人から議運の委員長にも伝えていただきたいということは言っている。
	柳副議長	私が言っているのは、欠席の問題ではない。 その発言を、なぜ常任委員会の席で言うのかということがある。委員長、副委員長の名誉のためにも、議運の決定という重要な部分についても、いらだちがあったので発言させてもらった。
	船木議長	意見まで戸は立てられないが、周りの状況や人に対する影響をもう少し配慮してほしい。 理由は、町内でしないから欠席ということか。
	鈴木議会事務局長	そうだ。
	船木議長	議会としての執行部との懇親会をどう考えているのか。 自分の行動をすればよいという話ではない。
	柳副議長	個人の判断でよいと思うが、発言の場所が常任委員会と聞いたので言わせてもらった。
	澤委員	それは常任委員会で言ってもらっても駄目だということで、取り上げていない。
	柳副議長	議運で決定したものは、ああだこうだと自分の意見を付けて協議する案件ではないということと言いたかった。論外ということは当たり前だ。そもそもこの案件については、意見を述べるようなものではないと言いたかっただけだ。
	芝岡委員長	ほかにはないようであれば終わりたい。
	皆	なし。
閉会	芝岡委員長	以上で終わる。 *起立、礼 12時28分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会運営委員長